

名勝庭園 無鄰菴 一棟貸し 利用規約

1. はじめに

一棟貸しは、開場時間以外を活用して、施設全体を貸し出すものです。京都ならではの、文化財という環境での下での、習い事、学会、学習会、パーティなどの利用を想定しており、高品質な庭園環境を独占的に利用できる機会を提供します。なお、利用については、通常の利用で制限しているような利用行為は同じく禁止とします。

2. 場所

庭園並びに母屋の通常開放部分および洋館 1 階

*ただし、飲酒に関しては、文化財保存に影響のない範囲で、洋館 1 階においてのみこれを認めます。

3. 職員の立会いについて

管理者側より 1 名を待機させ、応対などのサービス、利用状況の監視を行います。

4. 料金

基本料金：20 万円

*3 時間を超える場合は、1 時間当たり 3 万円の追加料金を徴収します。

*これ以外に、仕出し、ライトアップ等の要望がある場合は、消耗品、人件費、会社経費などを加えたサービス料金を徴収します。

*文化財の保全・活用に関連する地域的・社会的貢献が考えられる利用の場合は、別途料金を検討します。

支払い方法：当日、受付窓口にて現金支払い。もしくは後日振込み。

5. 利用時間

- (1) 設営等に要する準備時間も含め開場時間以外のみの利用とします。
- (2) 基本的に 3 時間以内としますが、企画内容によっては延長も許可します。ただし、近隣に配慮し最大で 22 時までとします。
- (3) 開場時間中から準備を開始する場合は、別途施設使用料をお支払いいただき、母屋 2 階、茶室などを使用する場に限りませす。
- (4) 基本的に夕方以降の利用を想定していますが、企画内容によっては早朝の利用も認めませす。

6. 受付

- (1) 利用希望日の 6 か月前から受け付けませす。受付期限は利用希望日の 1 か月前までとませす。
- (2) 申し出を受けてから、利用希望日の 1 か月前までに、企画書（目的・時間・人数・利用概要等）の提出を求め、内容に問題がないか確認したうえで許可させす。

7. 利用を許可しないもの

次のような利用はお断りさせていただきます。

- (1) 政治的・宗教的活動
- (2) 過度に暴力的・性的な表現を含むもの
- (3) ドローン（小型無人機）を使つての撮影
- (4) 暴力団の活動に利用されると認める行為
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保存に適さないと判断される行為
- (6) 安全の確保と庭園の保全のため、利用時間帯が夜間に及ぶ可能性があるが日没後の庭園散策は認めません。立ち入り禁止の時間については管理者の判断に従ってください。

8. 利用者に課す義務

- (1) 法令違反にあたる行為の禁止
- (2) 火気の利用の禁止
- (3) 使用権譲渡の禁止
- (4) 原状復帰の義務
- (5) その他、他の利用者に迷惑を及ぼす可能性のある行為、あるいは文化財保護にそぐわない行為等、管理者が不適と判断した場合、利用許可を取り消す場合があります。

無鄰菴管理事務所
指定管理者：植彌加藤造園株式会社

無鄰菴管理事務所 殿

同意書

名勝 無鄰菴を利用するにあたり、名勝庭園 無鄰菴 一棟貸し 利用規約 を遵守することに同意します。また、事故やトラブルのないよう、細心の注意を払って利用いたします。

建物、建具、家具、備品等を損壊した場合は、直ちに原状に復する費用を負担する、もしくは損害賠償を支払います。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 責任者所属 _____

責任者氏名 _____ ㊞

緊急連絡先 _____